



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

| | |
|--|---|
| 規 則 | |
| ○ 沖縄県観光振興条例施行規則の一部を改正する規則（観光政策課） | 1 |
| 告 示 | |
| ○ かいの指定（財政課） | 2 |
| ○ かいの指定の解除（財政課） | 2 |
| ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17第1項の規定による指定区域の指定（環境整備課） | 2 |
| ○ 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） | 2 |
| 公 告 | |
| ○ 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） | 2 |
| 教育委員会事項 | |
| ○ 沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則 | 3 |
| ○ 沖縄県教育委員会会議規則の一部を改正する規則 | 4 |
| ○ 沖縄県教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則 | 6 |
| ○ 沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令 | 7 |
| ○ 教育長専決規程を廃止する訓令 | 8 |
| ○ 事務決裁規程の一部を改正する訓令 | 8 |
| 海区漁業調整委員会事項 | |
| ○ 漁業法に基づく指示事項・3件 | 9 |

規 則

沖縄県観光振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第18号

沖縄県観光振興条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県観光振興条例施行規則（昭和55年沖縄県規則第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「第2項」を「第3項」に改める。

第8条第3号中「第13条」を「第20条」に、「第14条」を「第21条」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 都市計画法第58条第1項の規定に基づき、沖縄県の区域内の市町村が定める風致地区内における建築等の規制に関して、市町村長の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為

第8条第6号中「第13条」を「第20条」に改める。

第11条第1号中「第26条」を「第33条」に改め、同条第2号中「第24条」を「第31条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第209号

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第2条第1号の規定により、次の機関をかいに指定し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年 3月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

消費生活センター

沖縄県告示第210号

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第2条第1号の規定により、次のかいを解除し、平成27年4月1日から施行する。

平成27年 3月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

県民生活センター

沖縄県告示第211号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、同項に規定する指定区域として次のとおり指定する。

平成27年 3月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

| 指定区域 | 埋立地の区分 |
|--|--|
| 国頭郡金武町字屋嘉山1851番9、1851番16、1851番17、2018番の一部及び2018番716 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号の埋立地 |
| 沖縄市字池原勢頭原3302番1、3302番2、3302番3、3302番4及び3302番5 | 同上 |
| うるま市字具志川加天良原2549番2の一部、2550番、2552番、2559番、2560番、2570番1、2570番2及び2571番 | 同上 |

沖縄県告示第212号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南城市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年 3月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 南城市玉城字前川
- 2 公共測量を実施した期間 平成26年8月1日から平成27年2月26日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成27年 3月24日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年1月7日 沖縄県指令土第3号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字兼城574番9ほか11筆
- 3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南風原町字兼城577番地 光文堂コミュニケーションズ株式会社 代表取締役 外間政春
- 5 検査済証番号 平成27年3月13日 第4189号
- 6 工事完了年月日 平成27年2月23日

教育委員会事項

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

沖縄県教育委員会

委員長 泉 川 良 範

沖縄県教育委員会規則第2号

沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務のうち、教育委員会会議（以下「会議」という。）において議決する事項を定めるほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、教育長に委任し、又は臨時に代理させる事項等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「県立学校」とは、沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）第1条の規定により設置された高等学校、特別支援学校及び中学校をいう。

2 この規則において「教育機関」とは、県立学校及び沖縄県立教育機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第24号）の規定により設置される教育機関をいう。

3 この規則において「県費負担教職員」とは、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。

4 この規則において「専決」とは、教育長又はその補助機関が教育委員会の名において意思決定を行うことをいう。

(議決事項)

第3条 会議において議決する事項は、次のとおりとする。

(1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針を定めること。

(2) 法第15条第1項の規定に基づく教育委員会規則又は教育委員会訓令を制定し、若しくは改廃すること（軽易な事項の改正を除く。）。

(3) 県立学校その他の教育機関の設置、廃止及び位置の変更に関すること。

(4) 次のアからエまでに掲げる職の職員を任免すること。

ア 教育庁の教育管理統括監、教育指導統括監、課長及び所長並びにこれらの職に相当する職

イ 学校以外の教育機関の長、教職研修総括、学校支援総括及び副参事

ウ 県立学校の校長及び事務長（教育庁の課長相当以上に限る。）

エ 市町村立学校の校長

(5) 教育庁若しくは教育機関の職員又は県費負担教職員の懲戒処分を行うこと。

(6) 法第23条第2項又は法第55条第4項の規定に基づく県議会からの意見聴取に対し意見を申し出ること。

(7) 法第26条の規定による教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関すること。

(8) 法第29条の規定に基づき、教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について知事に意見を申し出ること。

(9) 市町村に置かれる教育委員会に対する地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第245条の5第3項の規定による違反の是正等の要求、自治法第245条の6の規定による違反の是正等の勧告及び自治法第245条の7第2項の規定による違反の是正等の指示に関すること。

(10) 前各号に掲げるもののほか、特に重要かつ異例と認められる事件に関すること。

(専決事項)

第4条 教育委員会は、次に掲げる事項を、教育長に専決させ、又は教育長が別に定めるところにより教育

長の補助機関に専決させるものとする。

- (1) 前条第4号又は第5号に掲げる事項を除く人事に関すること。
 - (2) 法第15条第1項の規定に基づく教育委員会規則又は教育委員会訓令の改正（軽易な事項の改正に限る。）を行うこと。
 - (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条の規定に基づく学校（各種学校を含む。）の設置、廃止、設置者の変更その他政令で定める事項の認可に関すること。
 - (4) 県立学校の通学区域の指定に関すること。
 - (5) 県立学校（特別支援学校の小学部及び中学部を除く。）の生徒の定員を定めること。
 - (6) 文化財の指定及び解除に関すること。
 - (7) 教育委員会の表彰に関すること。
 - (8) 法令及び条例に基づく委員の委嘱及び解嘱を行うこと。
 - (9) 教育委員会が行う自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者の指定（候補者の選定を含む。）に関すること。
 - (10) 教育財産の取得及び処分について、知事へ申出を行うこと。
 - (11) 県立学校の教科書を採択し、及び教科書の発行されていない教科又は科目について教科書に準じて使用する教科用図書の使用について承認すること。
 - (12) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）の規定に基づく免許状の授与及び取上げ処分の決定並びに免許状の有効期間の更新及び延長等に関すること。
 - (13) 請願及び陳情に関すること。
 - (14) 教育委員会の権限に属する事務に係る指令、達等の文書を発すること。
 - (15) 教育に関する行事を主催、共催又は後援（協賛を含む。）すること。
- 2 教育長は、前項の規定にかかわらず、その専決事項に関し、重要又は異例と認められる場合は、これを会議に付議しなければならない。

（委任事項）

第5条 教育委員会は、前条に規定する事項、沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成24年沖縄県条例第41号）の規定に基づき市町村が処理することとする事務及び沖縄県教育委員会の権限事務の一部を知事の補助機関である職員及びその管理に属する行政機関の長に委任する規則（平成23年沖縄県教育委員会規則第2号）の規定に基づき知事の補助職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。

（報告）

第6条 教育長は、第4条第1号から第6号までに定める事項及び教育長に委任した事項のうち重要な事項について、専決又は決裁後速やかに会議で報告しなければならない。

（臨時代理）

第7条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合に限り、第3条各号に定める事項について臨時に代理することができる

- 2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、次回の会議において報告を行うものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
（沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則の廃止）
- 2 沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）は、廃止する。

沖縄県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

沖縄県教育委員会

委員長 泉 川 良 範

沖縄県教育委員会規則第3号

沖縄県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

沖縄県教育委員会会議規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
第1条中「第162号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第2章を次のように改める。

第2章 教育長職務代理者の指名等

(教育長職務代理者の指名)

第2条 法第13条第2項の規定により、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときに教育長の職務を行う委員(以下「教育長職務代理者」という。)は、会議において教育長が指名するものとする。

(教育長職務代理者の委任事項)

第3条 法第25条第4項の規定により、教育長職務代理者がその権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に委任する場合には、事務を委任する範囲及びその委任を受ける者を会議において指定するものとする。

第4条中「1週間前に」を「あらかじめ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 会議招集の通知後に急を要する案件があるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

第5条第2項中「第3水曜日に」を「1回」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項を削り、同条第4項中「委員長」を「教育長」に、「委員2人以上から会議に付議する案件を示して会議の招集の請求があつた」を「法第14条第2項の規定により委員の定数の3分の1以上の委員から会議に付議すべき案件を示して会議の招集が請求された」に改め、同項を同条第3項とする。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第7条第2項から第9条第1項までの規定中「委員長」を「教育長」に改める。

第10条中「委員長」を「教育長」に、「あつた」を「あった」に、「諮つて」を「諮って」に改める。

第11条中「できなかつた」を「できなかった」に、「を終わることができなかつた」を「が終結しなかつた」に、「委員長」を「教育長」に改める。

第12条の見出し中「開閉」の次に「等の宣告」を加え、同条中「及び閉会」を「閉会、休憩等」に、「委員長」を「教育長」に、「行う」を「これを宣告する」に改める。

第14条第1項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第2項中「秘密会を開く」を「法第14条第7項の規定により公開しないこととした案件を審議する」に、「委員長」を「教育長」に改め、「職員以外の者」の次に「及び傍聴人」を加える。

第15条を次のように改める。

(議案の提出)

第15条 議案は原則として教育長が、その理由を付した上で提案するものとする。

2 委員が議案を発議しようとするときは、その案を添え、理由を付し、1名以上の賛成者とともに連署してこれを教育長に提出しなければならない。ただし、急を要するもの又は簡易なものは、この限りでない。

第16条第2号中「前回会議録」を「議事録」に改め、同条第3号中「会議録」を「議事録」に改め、同条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 報告事項

(5) 議案審議(議決事項及び協議事項)

第16条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) その他

第17条中「委員長」を「教育長」に改める。

第18条中「委員長」を「教育長」に、「なつた」を「なった」に改め、「提出者」の次に「又は提出者の委任を受けた者」を加え、「求め、討論に入る」を「求めるほか、採決する」に改め、「質疑」の次に「及び討論」を加える。

第19条及び第20条を次のように改める。

第19条及び第20条 削除

第21条中「委員長は、質疑」を「教育長は、質疑又は討論」に改める。

第22条第2項中「1人以上の賛成者をまつて議題とする」を「教育長は、1人以上の賛成があれば、これを議題としなければならない」に改める。

第23条第1項中「委員長」を「教育長」に、「諮つて」を「諮って」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 採決は、案件について異議の有無を会議に諮ることにより行うものとする。この場合において、異議がないと認めるときは、教育長は可決の旨を宣告するものとする。ただし、案件について異議があるとき

は、教育長は挙手により採決しなければならない。

第23条第3項中「委員長」を「教育長」に、「諮つて」を「諮って」に、「よつて」を「より」に改める。

第24条第1項中「先立つて」を「先立って」に改める。

第4章を次のように改める。

第4章 削除

第25条 削除

第5章を次のように改める。

第5章 議事録

(議事録の作成)

第26条 教育長は、会議終了後、遅滞なく議事録を作成しなければならない。

(議事録記載事項)

第27条 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者及び欠席委員の氏名
- (3) 説明のため会議に出席した職員の職氏名
- (4) 報告事項の要旨及び出席者の発言内容
- (5) 議決の結果及び出席者の発言内容
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が会議において必要と認めた事項

2 法第14条第7項の規定により公開しないこととした案件の議事録は、前項に準じて別に作成しなければならない。

(議事録の署名)

第28条 議事録には、教育長及び教育長が指名した委員が署名するものとする。

(議事録の承認及び公表)

第29条 議事録は、次回以降の会議において速やかに承認を得なければならない。

2 前項の規定により承認を得た議事録(第27条第2項の規定により作成したものを除く。)は、インターネットの利用その他の方法により、これを公表しなければならない。

3 議事録に記載した事項に関し委員中に異議があるときは、教育長は会議に諮ってこれを修正することができる。

第30条中「委員長」を「教育長」に、「諮つて」を「諮って」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職するものとする場合においては、同項に規定する期間中に限り、この規則による改正後の第2章の規定及び第26条の規定は適用せず、この規則による改正前の第2章の規定及び第26条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正後の規定中「教育長」とあるのは「委員長」とする。

沖縄県教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月24日

沖縄県教育委員会

委員長 泉 川 良 範

沖縄県教育委員会規則第4号

沖縄県教育委員会公告式規則等の一部を改正する規則

(沖縄県教育委員会公告式規則の一部改正)

第1条 沖縄県教育委員会公告式規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条第2項」を「第15条第2項」に改める。

第2条第1項及び第2項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第3項中「行なう」を「行う」に、

「沖縄県教育庁」を「沖縄県庁」に、「及び」を「又は」に、「かえる」を「替える」に改める。

第4条第1項及び第2項中「委員長」を「教育長」に改める。

(沖縄県教育委員会会議傍聴人規則の一部改正)

第2条 沖縄県教育委員会会議傍聴人規則(昭和47年沖縄県教育委員会規則第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「委員長」を「教育長」に改める。

第3条中「次の各号の一に」を「次の各号のいずれかに」に改め、同条第1号中「めいていしている」を「酒気を帯びている」に改め、同条第3号中「委員長」を「教育長」に改める。

第4条第1項第1号中「はなれない」を「離れない」に改め、同項第5号及び第6号を次のように改める。

(5) 帽子、外とう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により教育長の許可を得た場合は、この限りでない。

(6) 前各号に掲げる事項のほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

第4条第2項中「委員長」を「教育長」に、「すみやか」を「速やか」に改め、同条第3項中「委員長」を「教育長」に改める。

(沖縄県立博物館・美術館管理規則の一部改正)

第3条 沖縄県立博物館・美術館管理規則(平成19年沖縄県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第1号」を「第21条第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職するものとする場合においては、同項に規定する期間中に限り、第1条の規定による改正後の沖縄県教育委員会公告式規則第2条第1項、同条第2項及び第4条の規定並びに第2条の規定による改正後の沖縄県教育委員会会議傍聴人規則の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の沖縄県教育委員会公告式規則第2条第1項、同条第2項及び第4条の規定並びに第2条の規定による改正前の沖縄県教育委員会会議傍聴人規則の規定は、なおその効力を有する。

沖縄県教育委員会訓令第2号

教 育 庁
教 育 機 関

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月24日

沖縄県教育委員会

委員長 泉 川 良 範

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育委員会職員服務規程(昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号中「教育企画監」を「教育企画室長」に改め、「特別支援教育監」の次に「、学力向上推進室長、社会教育推進監」を加える。

第2条第2項を次のように改める。

2 前項の宣誓は、人事異動通知書の交付後、人事異動通知書交付者の面前で行うものとする。

第5条第1項各号を次のように改める。

- (1) 氏名を変更したとき。
- (2) 本籍を異動したとき。
- (3) 住所を異動したとき。
- (4) 学歴を取得したとき。
- (5) 資格免許を取得したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、前条第1項に規定する履歴書の記載事項に異動が生じたとき、別表を削る。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第3号

教 育 庁

教育長専決規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成27年3月24日

沖縄県教育委員会
委員長 泉 川 良 範

教育長専決規程を廃止する訓令

教育長専決規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会教育長訓令第1号

教 育 庁

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年3月24日

沖縄県教育委員会
教育長 諸 見 里 明

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和53年沖縄県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県教育庁事務決裁規程

第1条中「昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号」を「昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号。以下「組織規則」という。」に改める。

第2条第3号中「、教育指導統括監、課長、別表に掲げる」を「若しくは教育指導統括監（以下「統括監」という。）、課長、組織規則第17条に規定する」に、「監等」を「室長等」に改め、同条第4号中「代決」を「代理決裁」に、「教育管理統括監、教育指導統括監」を「統括監」に、「監等」を「室長等」に改め、「専決することができる者」の次に「（以下「専決者」という。）」を加え、同号の次に次の3号を加える。

(5) 決定 統括監、課長、室長等又は班長が、決裁に至るまでの手続の過程において、その意思を決定することをいう。

(6) 代理決定 決定することができる者（以下「決定者」という。）が不在である場合において、この訓令の定めるところにより、決定者に代わってそれぞれ決定することをいう。

(7) 不在 教育長若しくは専決者又は決定者が、出張、病気その他の理由により、決裁又は決定することができない状態をいう。

第4条を削る。

第4条の2第13号及び第14号中「特に」を削り、同条第16号を次のように改める。

(16) 職員及び公立学校職員の任免に関する事。ただし、沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則（平成27年沖縄県教育委員会規則第2号）第3条第4号アからエまでに掲げる職の職員を除く。

第4条の2第20号を同条第23号とし、同条第17号から同条第19号までを3号ずつ繰り下げ、同条第16号の次に次の3号を加え、第2章中同条を第4条とする。

(17) 県立学校の通学区域の指定に関する事。

(18) 県立学校（特別支援学校の小学部及び中学部を除く。）の生徒の定員を定める事。

(19) 文化財の指定及び解除に関する事。

第5条中「教育管理統括監又は教育指導統括監（以下「統括監」という。）」を「統括監」に改める。

第16条中「監等」を「室長等」に改める。

第16条の2の次に次の1条を加える。

（報告）

第16条の3 専決者は、専決をした場合において必要があると認められるときは、その専決をした事項を上司に報告しなければならない。

「第3章 代決」を「第3章 代理決裁等」に改める。

第17条の見出し中「代決」を「代理決裁」に改め、同条第1項中「不在のときは」を「決裁すべき事項については」に、「その事務を代決」を「代理決裁を」に改め、同条第2項中「その事務を代決」を「代理決裁を」に改める。

第18条の見出し中「代決」を「代理決裁」に改め、同条中「不在のときは」を「専決することができる事項については」に、「その事務を代決」を「代理決裁を」に改める。

第19条の見出し中「代決」を「代理決裁」に改め、同条第1項中「専決できる」を「専決することができる」に、「代理決裁する」を「代理決裁をする」に改め、同条第2項中「監等」を「室長等」に改める。

第21条を第26条とし、第20条を第25条とし、第19条の次に次の5条を加える。

（代理決裁の保留及び代理決裁後の措置）

第20条 この訓令に定める代理決裁者は、重要若しくは異例に属する事項、新規の計画に関する事項、至急に処理することを要しない事項又は上司があらかじめ指示した事項については、前3条の規定にかかわらず、代理決裁を保留し、上司の指示を受けなければならない。

2 代理決裁をした事項については、速やかに後閲を受け、又は報告をしなければならない。ただし、あらかじめ後閲又は報告を要しない旨の指示を受けた事項については、この限りでない。

（決裁順序）

第21条 事務は、順次、上司の決定を経て、それぞれ教育長又は専決者の決裁を受けるものとする。ただし、統括監及び課長以外の者が不在の場合において緊急を要するものについては、その決定を省略することができる。

（代理決定）

第22条 統括監が不在のときは、課長が代理決定をすることができる。

第23条 課長が不在であるときは、課長があらかじめ指定した班長が代理決定をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、室長等が所掌する事務については、その者が代理決定をすることができる。

（決定の省略及び代理決定後の措置）

第24条 第20条の規定は、第21条ただし書の規定により決定を省略した場合又は第22条及び前条の規定により代理決定をした場合に準用する。

別表を削る。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

海区漁業調整委員会事項

沖縄海区漁業調整委員会指示27第1号

沖縄海区における浮魚礁（中層型浮魚礁を含む。以下「浮魚礁」という。）の敷設及びこれを利用して行う水産動植物の採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成27年3月24日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 山 川 義 昭

第1 自主調整協議会の設置

1 沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、浮魚礁を敷設する海域の相互調整を図るため、次の表のとおり、関係地区ごとに浮魚礁自主調整協議会（以下「協議会」という。）を置く。

| 関係地区 | 協議会の名称 |
|------|--------|
| | |

| | |
|----------|------------------|
| 沖縄本島北西地区 | 第1ブロック浮魚礁自主調整協議会 |
| 沖縄本島南西地区 | 第2ブロック浮魚礁自主調整協議会 |
| 沖縄本島東地区 | 第3ブロック浮魚礁自主調整協議会 |
| 先島地区 | 第4ブロック浮魚礁自主調整協議会 |
| 大東諸島地区 | 第5ブロック浮魚礁自主調整協議会 |

2 各協議会の構成は、委員会が作成する浮魚礁自主調整協議会名簿（以下「名簿」という。）のとおりとする。

第2 協議会への加入

1 協議会は、沖縄県内の市町村又は次に掲げる要件（以下「加入資格」という。）の全てを満たしている者でなければ加入することができない。

- (1) 法人格をもつ者であること。
- (2) 20以上の事業者又は個人により組織され、その構成員が明確であり、特定できる者であること。
- (3) その構成員の出資金額や口数等にかかわらず、法令や定款等の明文化された規定により民主的運営が確保されている者であること。
- (4) 事業を行うために必要な経済的基礎を欠く等の理由により、その事業の目的を達成することが著しく困難な者ではないこと。
- (5) 法令等を遵守する精神を著しく欠き、又は協議会の民主的な運営を妨げ、若しくはそのおそれがある者でないこと。

2 協議会に加入しようとする者は、加入資格確認申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会から加入資格を満たしている旨の確認（以下「資格確認」という。）を受けなければならない。ただし、沖縄県内の市町村が協議会に加入しようとする場合においては、次に掲げる書類を添付することを要しない。

- (1) 法人格を持つ者であることを証する書類
- (2) その構成員を明らかにする名簿
- (3) 組織の民主的運営が確保されていることを明らかにする書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が加入資格を確認するために必要と認める書類

3 委員会は、前項の確認をするときは、協議会等の意見を聞くことがある。

4 委員会は、資格確認をした場合は、速やかに、その旨を当該申請者に通知するとともに、当該申請者を名簿に登録するものとする。

5 委員会は、協議会に加入した者が、1の項各号に掲げる加入資格のいずれかを欠くことになったときは、資格確認を取り消すとともに、名簿から削除するものとする。

第3 共同申請

1 この指示の第4から第14に規定する事項について二者以上共同して申請しようとするときは、そのうち一者を選定して代表者とし、代表者選定届（第2号様式）を委員会に提出しなければならない。

2 代表者は、委員会に対し、共同者を代表する。

第4 敷設の承認等

1 浮魚礁は、名簿に登録された者が、浮魚礁敷設承認申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添付して委員会に提出し、委員会の承認を受けた場合でなければ敷設することができない。ただし、共同漁業権を設定している区域において浮魚礁を敷設する場合であって、共同漁業権区域内浮魚礁敷設届（第4号様式）及び当該漁業権者全員との協議が調ったことを証する書類並びに第2号及び第3号に掲げる書類を委員会に提出した場合は、この限りでない。

- (1) 浮魚礁を敷設しようとする位置に係る関係地区の協議会に加入している全ての者（沖縄県を除く。）と協議が調ったことを証する協議書（第5号様式）
- (2) 浮魚礁を敷設しようとする位置を世界測地系による緯度及び経度によって記載した図面
- (3) 敷設しようとする浮魚礁の浮体、浮体付属品、係留索、アンカー等の構造を示す書類

2 前項第1号に規定する協議書の有効期限は、協議が調った日から平成28年3月31日までとする。

- 3 次に掲げるもののうち、流失した浮魚礁と同じ構造、同一の協議位置（1の項1号により協議を調えた位置。以下同じ。）に浮魚礁を敷設する場合に限り、協議書を省略することができる。
- (1) 第9の再承認を受けた後に流失し、平成28年3月31日までに敷設するとき。
 - (2) 第9の2の項の浮魚礁の浮体位置の確認において、浮魚礁の流失が判明した場合で、平成27年6月に開催される委員会までに承認を受けて、平成28年3月31日までに敷設するとき。
 - (3) 平成26年11月1日から平成27年3月31日までに流失を確認し、平成27年6月30日までに敷設するとき。
- 4 委員会は、1の項の承認（以下「敷設承認」という。）をしたときは、浮魚礁敷設承認証（第3号様式。以下「承認証」という。）を交付するものとする。
- 第5 承認の制限、条件等
- 1 敷設承認は、県が敷設するものを除き、200基を限度として行う。
 - 2 委員会は、浮魚礁の敷設が船舶の航行安全又は漁業調整等に支障をきたすおそれがあると認めるときは、敷設承認をせず、又は敷設承認をするにあたっては制限若しくは条件を付すことができる。
- 第6 浮魚礁の敷設
- 浮魚礁を敷設した者（以下「敷設者」という。）は、敷設後速やかに浮魚礁敷設完了届（第6号様式）を委員会に提出しなければならない。
- 第7 浮魚礁の管理
- 浮魚礁を敷設する者は、浮魚礁を容易に識別できるようにするため、浮魚礁の本体に敷設者の名称及び承認証に記載されている浮魚礁の名称を明記するとともに、船舶航行の安全のため、浮魚礁（中層型浮魚礁を除く。）に、レーダー反射器、電灯その他の照明を取り付け、浮魚礁を敷設した後はこれを適切に管理しなければならない。
- 第8 浮魚礁の流失
- 敷設者は、浮魚礁が流失したときは、速やかに浮魚礁流失届（第7号様式）を委員会及び当該浮魚礁を敷設した海域を管轄する海上保安本部、海上保安部又は海上保安署に提出しなければならない。
- 第9 敷設の再承認
- 1 平成26年沖縄海区漁業調整委員会指示26第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁の敷設者（以下「既設の浮魚礁の敷設者」という。）は、平成27年6月30日までに浮魚礁敷設承認申請書を委員会に提出しなければならない。
 - 2 前項の申請書には、第7を遵守していると確認できる写真及び浮魚礁の浮体位置を確認できる写真を添付しなければならない。
 - 3 前項の浮魚礁の浮体位置の確認において、緯度、経度のどちらか一方若しくはその両方が協議位置から2分以上離れた場合は、既設の浮魚礁の敷設者は確認した位置を協議位置として、協議書（第5号様式）を添付しなければならない。
- 第10 敷設承認期間の延長
- 平成26年沖縄海区漁業調整委員会指示26第1号の指示により承認を受けた既設の浮魚礁の敷設承認期間を平成27年7月1日以降初めて開催される委員会の開催日まで延長する。
- 第11 敷設の特例
- 浮魚礁を敷設する者は、平成26年11月から平成27年3月開催の委員会において敷設承認を受けたものについては、平成27年6月30日まで敷設することができる。
- 第12 承認の取消し
- 次に掲げるもののうち、敷設承認（再承認を含む。）を受けた者がいずれかに該当する場合には、委員会は承認を取り消すものとする。
- (1) 敷設承認の日から平成28年3月31日までに浮魚礁を敷設しないとき。
 - (2) 流失を確認した日から平成28年3月31日までに浮魚礁を敷設しないとき。
 - (3) この指示に違反し、委員会で敷設承認取消の決議がなされたとき。
- 第13 違反に対する措置
- 委員会は、第4の1の項、第9の1の項又は第11に違反して敷設されている浮魚礁については、これを利用する者に対しその利用制限を命じ、又は敷設者に対し当該浮魚礁の速やかな撤去を命じることができる。
- 第14 浮魚礁の利用

- 1 浮魚礁を利用する者（以下「利用者」という。）は、敷設者との間で、利用に関する協定を締結し、又は協議を調えなければその操業をしてはならない。
- 2 敷設者は、利用者との間で、敷設の目的を達成することが困難となる利用に関する協定を締結し、又は協議を調えてはならない。
- 3 利用者は、その操業の際にいたずらに他の者の海面利用を妨げてはならない。
- 4 1の項に定める利用に関し、協定を締結し、又は協議を調えた際に、敷設者がこれを示す旗等を利用者に交付したときは、利用者は操業の際に当該旗等を掲示しなければならない。この場合において、敷設者は、承認旗等設定届（第8号様式）を委員会に提出しなければならない。

第15 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

第1号様式（第2関係）

| | | |
|--|--|-------|
| 加入資格確認申請書 | | 年 月 日 |
| 沖縄海区漁業調整委員会会長 殿 | | |
| 所在地 名称 (代表者氏名) | | 印 |
| 下記のとおり第 ブロック自主調整協議会へ加入したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示26第1号に基づき加入資格の確認を申請します。 | | |
| 記 | | |
| 1 法人の種類及び根拠法令： | | |
| 2 構成人員の事業種類： | | |
| 3 添 付 書 類： | | |

第2号様式（第3関係）

| | | |
|---|--|-------|
| 代表者選定届 | | 年 月 日 |
| 沖縄海区漁業調整委員会会長 殿 | | |
| 所在地 名称 | | |
| 浮魚礁の敷設については、共同で行うこととしたので届け出ます。今後申請を行う際の名称及び代表者は、下記のとおりです。 | | |
| 記 | | |
| 共同申請名称： | | |
| 代 表 者： 所在地 名称 (代表者氏名) | | |

第3号様式（第4関係）

| | | |
|--|--|-------|
| 浮魚礁敷設承認申請書 | | 年 月 日 |
| 沖縄海区漁業調整委員会会長 殿 | | |
| 所在地 名称 (代表者氏名) | | 印 |
| 下記のとおり浮魚礁を敷設したいので、沖縄海区漁業調整委員会指示27第1号に基づき申請します。 | | |

記

1 承認を受けようとする浮魚礁の名称：
 2 承認を受けようとする浮魚礁の協議位置：
 (年度初めの再承認申請の場合、確認した浮体位置)
 3 浮 魚 礁 の 種 類：

浮魚礁敷設承認証

敷設承認申請のあった上記の浮魚礁は、次のとおり承認する。

1 承認番号：沖調U27第 号
 2 承認期間： 年 月 日から 年 月 日まで
 3 制限又は条件：
 (1) 委員会指示の内容を遵守しなければならない。
 (2) 漁業調整のため必要があると認めるときは、承認の内容を変更し、又は新たに制限若しくは条件を付すことがある。
 (3) 承認証の内容及び承認の制限又は条件に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

平成 年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会
 会長 印

第4号様式 (第4関係)

共同漁業権区域内浮魚礁敷設届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
 名称
 (代表者氏名) 印

下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。

記

1 浮魚礁の名称：
 2 敷設した位置：北緯 東経
 3 共同漁業権の番号：共同第 号
 4 浮魚礁の種類：
 5 敷設した日：年 月 日

- 注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。
 2 位置図及び構造図を添付すること。

第5号様式 (第4関係)

浮魚礁敷設に関する協議書

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

第 ブロック浮魚礁自主調整協議会
 所在地
 名称
 (代表者氏名) 印

が、下記の位置に浮魚礁を敷設することについては、第 ブロック浮魚礁自主調整協議会において協議が調ったことに相違がないことを認めます。

記

| | | | |
|--------|--------------|----|------|
| 浮魚礁の名称 | 敷設位置 (世界測地系) | 種類 | 協議理由 |
| | 北緯 東経 | | |

第6号様式 (第6関係)

浮魚礁敷設完了届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
名称
(代表者氏名) 印

下記のとおり浮魚礁を敷設したので、届け出ます。

記

1 浮魚礁の名称 :
 2 敷設した日 : 年 月 日
 3 敷設した位置 : 北緯 東経
 4 GPSの測地系の種類 :
 5 敷設した位置の水深 : m
 6 敷設したロープの長さ : m

注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。

2 以下の写真を添付すること。

(1) 敷設前に撮影した敷設者名、承認番号、ロープ、アンカー及び礁体部分の写真

(2) 敷設後に撮影したGPS画面及び表層型は浮体部、中層型は魚探又はソナーの写真

第7号様式 (第8関係)

浮魚礁流失届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
名称
(代表者氏名) 印

下記のとおり浮魚礁が流失したので、届け出ます。

記

1 浮魚礁の名称 :
 2 流失を確認した日 : 年 月 日
 3 敷設した位置 : 北緯 東経
 4 回収の有無 :
 5 流失の原因と今後の対応 :

注1 敷設した位置とは、浮魚礁のアンカーを投下した位置のことをいう。

2 浮魚礁の構造を示す書類又は写真を添付すること。

3 この浮魚礁流失届には、第8による海上保安本部等に提出した書類の写しを添付すること。

第8号様式 (第14関係)

承認旗等設定届

年 月 日

沖縄海区漁業調整委員会会長 殿

所在地
名称
(代表者氏名) 印

浮魚礁の利用を示す承認旗等を設定したので、届け出ます。

注 承認旗等の様式を添付すること。

沖縄海区漁業調整委員会指示27第2号

沖縄海区におけるマチ類資源の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成27年 3月24日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 山 川 義 昭

(定義)

1 この指示において「ひき縄づり」とは、釣糸及び釣針を有する漁具を船舶によってひきまわして行う釣漁法をいう。

(保護区の設定)

2 次の表の保護区の欄に掲げる保護区域内をそれぞれ同表の区域の欄に掲げる区域のとおり設定し、当該保護区においては、それぞれ同表の保護期間の欄に掲げる期間中は、ひき縄づり以外の漁法により水産動植物を採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のため採捕する場合は、この限りでない。

| 保護区 | 区域 | 保護期間 |
|----------|--|----------------|
| イチャビラー | 地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯26度37.0分、東経128度18.0分 地点B 北緯26度35.5分、東経128度20.0分 地点C 北緯26度32.5分、東経128度17.0分 地点D 北緯26度34.0分、東経128度15.0分 | 7月1日から9月30日まで |
| 北タイキュウソネ | 地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯25度55.0分、東経126度35.0分 地点B 北緯25度55.0分、東経126度49.0分 地点C 北緯25度47.0分、東経126度49.0分 地点D 北緯25度47.0分、東経126度35.0分 | 5月1日から11月30日まで |
| 水納北 | 地点A、地点B、地点C、地点D、地点E及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度57.5分、東経124度42.0分 地点B 北緯24度57.5分、東経124度50.0分 地点C 北緯24度50.0分、東経124度50.0分 地点D 北緯24度50.0分、東経124度46.0分 地点E 北緯24度52.5分、東経124度42.0分 | 1月1日から6月30日まで |
| 第2多良間堆 | 地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度40.0分、東経124度57.5分 地点B 北緯24度40.0分、東経125度02.5分 地点C 北緯24度32.0分、東経125度02.5分 地点D 北緯24度32.0分、東経124度57.5分 | 4月1日から3月31日まで |
| 沖ノ中ノソネ | 地点A、地点B、地点C、地点D及び地点Aを順次結ぶ線により囲まれた区域 (世界測地系) 地点A 北緯24度09.0分、東経123度04.0分 地点B 北緯24度09.0分、東経123度21.0分 地点C 北緯24度00.0分、東経123度21.0分 地点D 北緯24度00.0分、東経123度04.0分 | 3月1日から7月31日まで |

(指示の有効期間)

3 この指示の有効期間は、平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。

沖縄海区漁業調整委員会指示27第3号

沖縄島北部水域におけるスジアラ及びシロクラベラ資源の保護培養を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成27年3月24日

沖縄海区漁業調整委員会

会長 山 川 義 昭

(指示の内容)

第1 以下の区域において漁業を営むに当たり、体長40センチメートル未満のスジアラ及び体長35センチメートル未満のシロクラベラを採捕してはならない。

(対象区域)

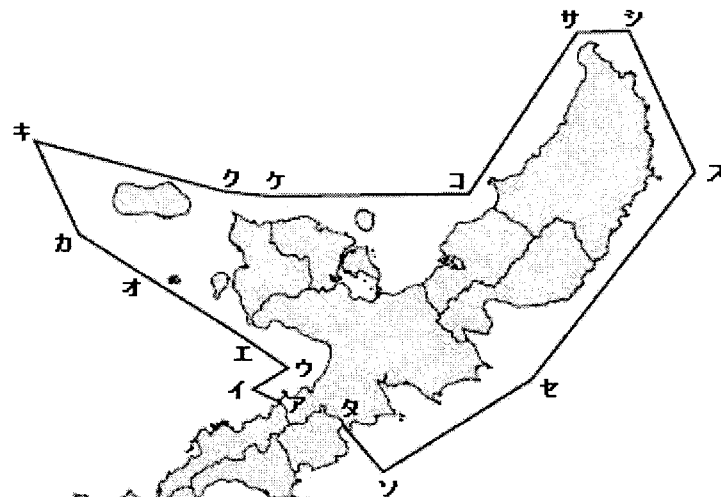
第2 共同漁業権第2号から第5号までの区域（次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ及びタの各点を順次結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。別図参照）

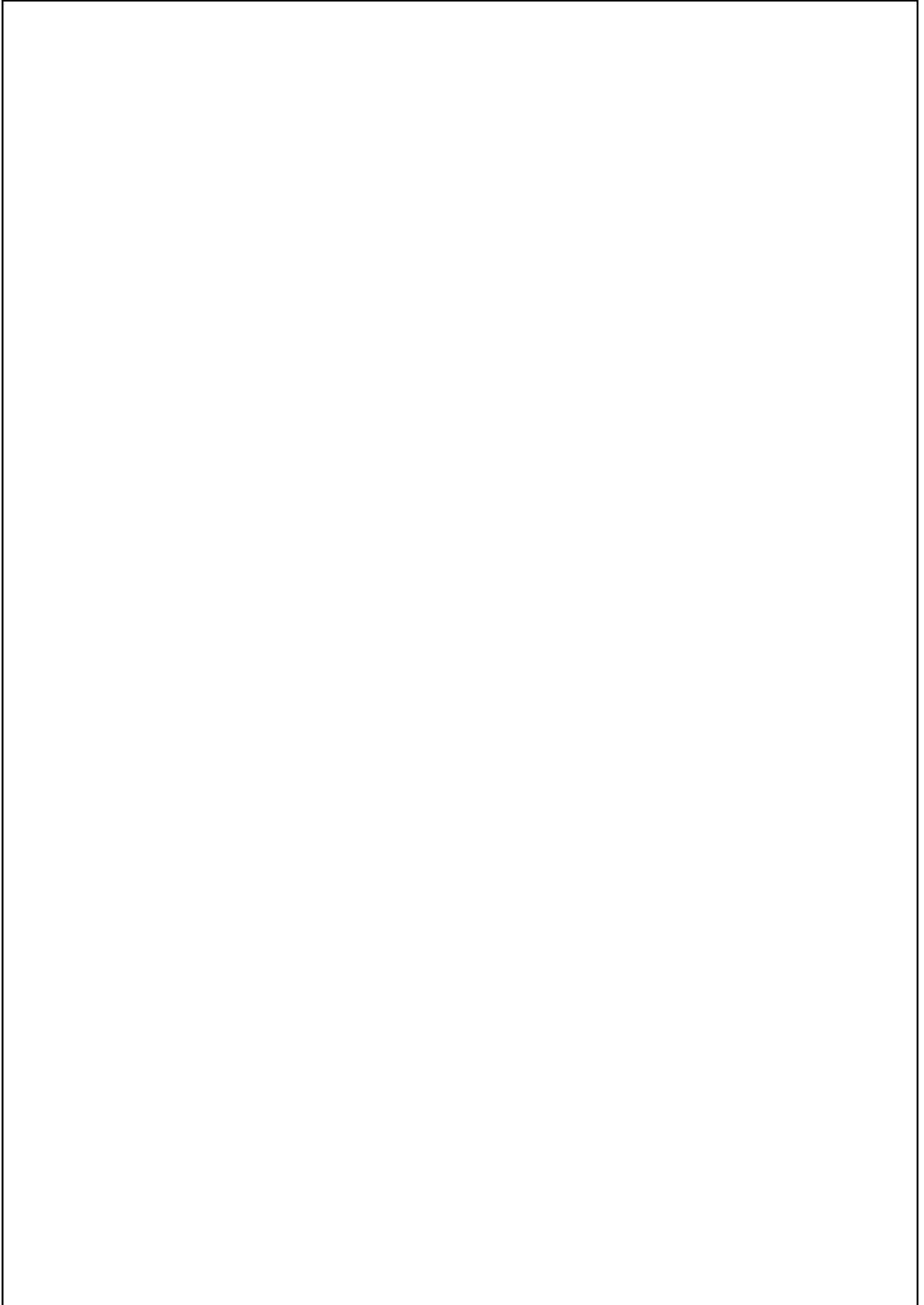
- ア 北緯26度31.880分、東経127度55.828分
- イ 北緯26度32.624分、東経127度54.054分
- ウ 北緯26度33.856分、東経127度56.291分
- エ 北緯26度35.540分、東経127度53.470分
- オ 北緯26度39.332分、東経127度46.475分
- カ 北緯26度41.343分、東経127度42.796分
- キ 北緯26度46.600分、東経127度39.900分
- ク 北緯26度43.858分、東経127度52.024分
- ケ 北緯26度43.608分、東経127度55.006分
- コ 北緯26度43.840分、東経128度07.743分
- サ 北緯26度53.054分、東経128度14.629分
- シ 北緯26度53.161分、東経128度17.985分
- ス 北緯26度45.131分、東経128度22.303分
- セ 北緯26度33.310分、東経128度11.895分
- ソ 北緯26度27.952分、東経128度02.432分
- タ 北緯26度30.588分、東経127度59.857分

(指示の有効期間)

第3 この指示の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

【別図】





| | |
|--|--|
| <p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p> | <p>印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p> |
|--|--|